

令和8年度版 人権教育研修資料

なくそう差別 築こう明るい社会

性の多様性への理解を深める

～わたしが わたしであるために～



※ このイラストは、Microsoft Copilot を利用して生成しました。

鹿児島県教育委員会

はじめに

近年、「LGBT」という言葉の認知が進み、性的指向・性自認が多様であることへの社会的関心は高まっています。令和5（2023）年には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」いわゆる「LGBT理解増進法」が制定されました。

学校に、偏見や差別を恐れ、本当の自分を出せずに生活している子どもはいないでしょうか。性的指向・性自認を理由とする不当な差別は、いじめや不登校との関連が強く、当事者の自殺念慮の割合も高いことが指摘されています。文部科学省は、平成28（2016）年に発行した「性同一性障害*や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」のパンフレットの中で、教職員の適切な理解を促進することが必要であるとしています。

このような状況を踏まえ、性的指向・性自認についての理解を促進し、多様性を認め合う人権教育をより一層進めていくことが必要であると考え、本課が作成した平成31年度版「仲間づくり～性的マイノリティへの正しい理解と認識を深めるために～」を見直し、リニューアルして令和8年度版人権教育研修資料を作成することとしました。

子どもたちが安心して過ごすことができる学級・学校づくりに向けて、校内研修等での積極的な活用をお願いします。

目次

○ はじめに・目次	1
○ 性的指向・性自認の多様性をめぐる動向	2
○ 性的指向・性自認に悩みや不安のある子どもたちの現状	3
○ 本資料の構成	4
PART 1 性の多様性をめぐる社会の動き	5
1 国際社会の主な動き	5
2 国内の主な動き	6
3 本県の主な動き	10
PART 2 性の多様性の理解	13
1 私たち一人一人のセクシュアリティを構成している要素	13
2 私たちは誰もが「多様な性」の当事者	13
3 カミングアウトとアウトティング	15
特集 より理解を深めるために～児島さんへのインタビュー～	19
PART 3 性の多様性を尊重した学校づくり	20
1 子どもたちと共に学ぶ	20
2 学校の「当たり前」を見直そう	20
3 きめ細かな支援に向けて	22
4 カミングアウトを支える学級、学校づくり	27
5 学校外の支援	28
6 まずは、私たち教職員自身から	29
PART 4 発達の段階に応じた授業実践例	30

* 「性同一性障害」という言葉は使われなくなりつつあります。現在は「トランスジェンダー」や「性別不合」、「性別違和」という言葉を使うことが多くなっています。
「性別不合」については、p.18の【コラム】を御覧ください。

性的指向・性自認の多様性をめぐる動向



【国連総会】

「世界人権宣言」(1948年)

世界平和実現のため、世界各国が協力して人権を守る努力をしなければという決意

「児童の権利に関する条約」
(通称「子どもの権利条約」)採択
(1989年)

「人権と性的指向と性自認に関する
声明」
(2008年)

【国内の動き】(p. 6)

「性同一性障害*者の性別の取扱いの
特例に関する法律」(平成16年)

地方自治体におけるパートナーシップ
制度の創設(平成27年から)
[p. 9へ]

「自殺総合対策大綱」(平成29年)

「労働施策総合推進法」改正(令和2年)

「こども基本法」(令和5年)
○ 子どもを権利の主体者として定
めた日本で初めての法律
○ 「子どもの権利条約」の4原則
を踏まえた六つの基本理念を記載
[p. 22へ]

「性的指向及びジェンダーアイデン
ティティの多様性に関する国民の
理解の増進に関する法律」
(LGBT理解増進法)(令和5年)
[p. 7へ]

「人権教育・啓発に関する基本計画
(第二次)」(令和7年)

【学校をめぐる状況の変化】

人権教育の指導方法等の在り方について
[第三次とりまとめ](平成20年)

「児童生徒が抱える問題に対しての教育相
談の徹底」(平成22年)
○ 初めて「性同一性障害*のある児童生
徒」に対する支援を要請

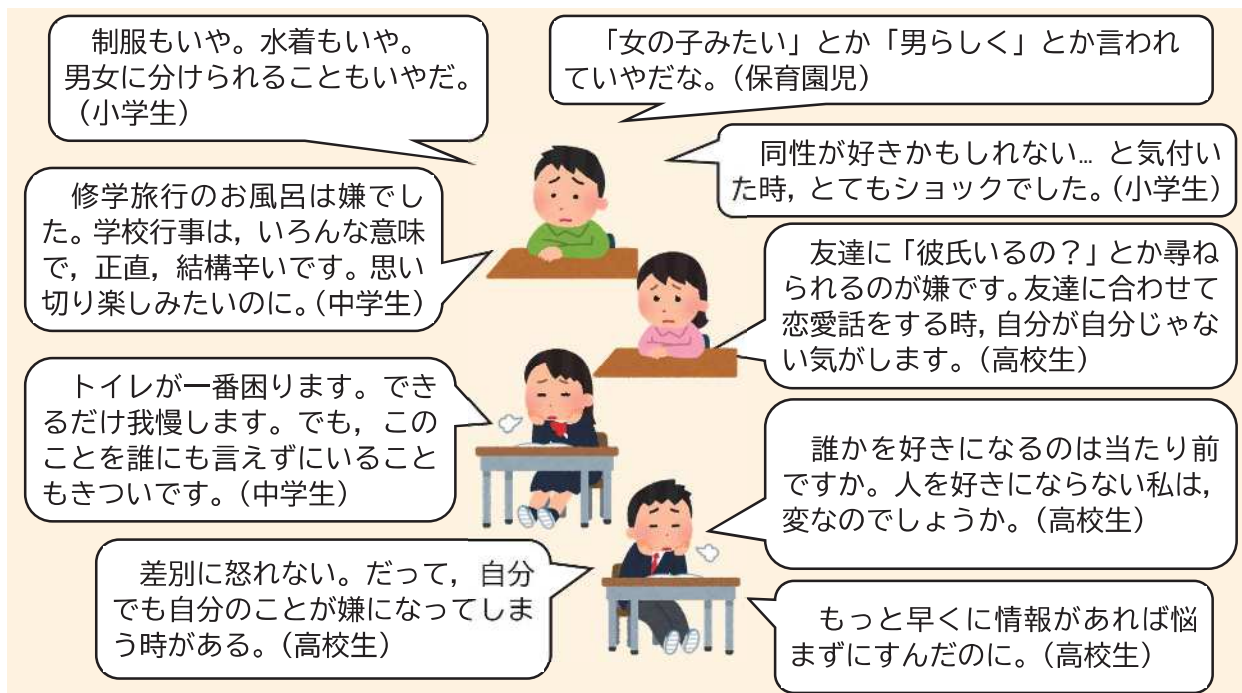
「性同一性障害*に係る児童生徒に対する
きめ細かな対応の実施等について」
(平成27年)
○ 性的指向・性自認に係る児童生徒に
対する具体的な配慮事項を記載

「いじめの防止等のための基本的な方針」
改定(平成29年)
○ 性的指向・性自認に係る児童生徒に対
するいじめ防止等について追記

「生徒指導提要」改訂(令和4年)
○ 「児童の権利に関する条約」の理解
や「性的マイノリティ」とされる児童
生徒への対応について明記
[p. 27へ]

人権教育の指導方法等の在り方について
[第三次とりまとめ]の補足資料
人権教育を取り巻く諸情勢について
○ 令和6年に、LGBT理解増進法の
制定に関する内容が追記

性的指向・性自認に 悩みや不安のある子どもたちの現状

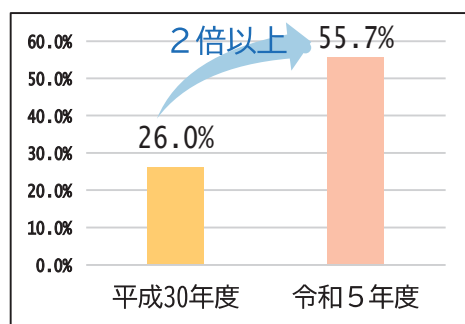


性的指向・性自認に悩みや不安のある子どもたちは、日々、様々な困りごとに直面し、生きづらさを抱えています。特に、「見た目の男性、女性」で区別される場面が多い学校生活の中では、このような子どもたち一人一人の声が学校に届くことは難しい現状です。

周囲との違いに気付いた子どもたちが、自分自身を肯定的に受け止めることや、誰かに相談しようと思えるかどうかは、子どもたちが育つ家庭や学校の環境が大きく左右します。思いを表現できない子どもたち、苦悩の中で孤立している子どもたちがいることを前提にして、学校の環境を全ての子どもたちにとって安心して過ごせる場所に整えていくことが大切です。その上で、一人一人のケースに応じた丁寧な個別の対応をしていくことが求められます。

令和5年度に実施した教職員の意識調査において、特に力を入れて取り組みたいと考える人権課題で、「性的指向・性自認」と選択した割合は55.7%でした。前回調査から2倍以上増えており、教職員の学校における対応の必要性が高まっていることが伺えます。

私たち教職員は、性的指向・性自認に関する社会や学校の課題を捉え直し、全ての人たちにとって安心できる人権尊重の社会づくりに向けて、子どもたちと一緒に考え、課題解決を図っていく必要があります。



「人権同和教育に関する教職員の意識調査」
取り組みたい人権課題で、「性的指向・性自認」を選択した割合

まずは、子どもたちの声から学校の課題をつかみ、全職員で**性的指向・性自認について正しく認識し、理解を深め、子どもたちが「わたしはわたしである」と表明でき、安心して過ごすことができる学校づくり**を進めていきましょう。

本資料の構成

PART 1

性の多様性をめぐる社会の動き
日本国内でも「LGBTQ+」という言葉の認知が進んでいます。
今日に至るまで、性の多様性をめぐる社会はどのように移り変わってきたのでしょうか。

p. 5～12

PART 2

性の多様性の理解
性的指向・性自認に悩み、本当の自分を出せずに生活している子どもたちはいないでしょうか。
LGBTQ+をはじめ、性の多様性への理解を深めましょう。

p. 13～18

特集

より理解を深めるために
～ 児島さんへのインタビュー ～

p. 19

PART 3

**性の多様性を尊重した
学校づくり**
性的指向・性自認に悩みを抱える子どもたちが、「わたしは わたしである」と表明でき、安心して過ごすことができる学校づくりについて考えてみましょう。

p. 20～29

PART 4

発達段階に応じた授業実践例
学校においては、子どもたちが、性的指向・性自認について理解を深めていく必要があります。
発達段階に応じた授業を教育課程に位置付け、実践しましょう。

p. 30



1 国際社会の主な動き

国際連合（国連）は、性的指向・性自認に関わらず全ての人々の人権が尊重されるよう、様々な枠組みを設けて人権の保障に取り組んできました。

2000年代に入ると、LGBTQ+の人々の人権保護を強化するための法律を制定する国が増えています。

世界人権宣言

国連第3回総会において採択され、第2条には「全て人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、この宣言に掲げる全ての権利と自由とを享有することができる。」と明記されています。

ジョグジャカルタ原則

国連人権機関等の専門家によりつくられた国際文書。人権諸条約に掲げられる権利は普遍的であり、それらの規定が性的指向や性自認についてもそのまま適用できることを示しています。国連や各国における政策の指針や参考とされています。

人権と性的指向と性自認に関する声明

世界人権宣言60周年を記念して66か国が共同で国連総会に提出した声明で、日本政府も賛同しています。性的指向や性自認による差別を行わない原則を確認し、全ての人への人権の促進と保護を訴えています。

「人権、性的指向および性自認」決議

国連人権理事会により採択された性的指向と性自認に基づく人権侵害に明確に焦点を当てた決議。国際機関として初めて性的指向及び性自認を人権課題として位置付けました。

SDGs：持続可能な開発目標

国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる17のゴールと169のターゲットから成る国際目標。

当時の国連事務総長は、「LGBTの人々は、『誰も置き去りにしない』というSDGsの全体目標の対象に含まれている。」と発言しています。

「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」に関する決議

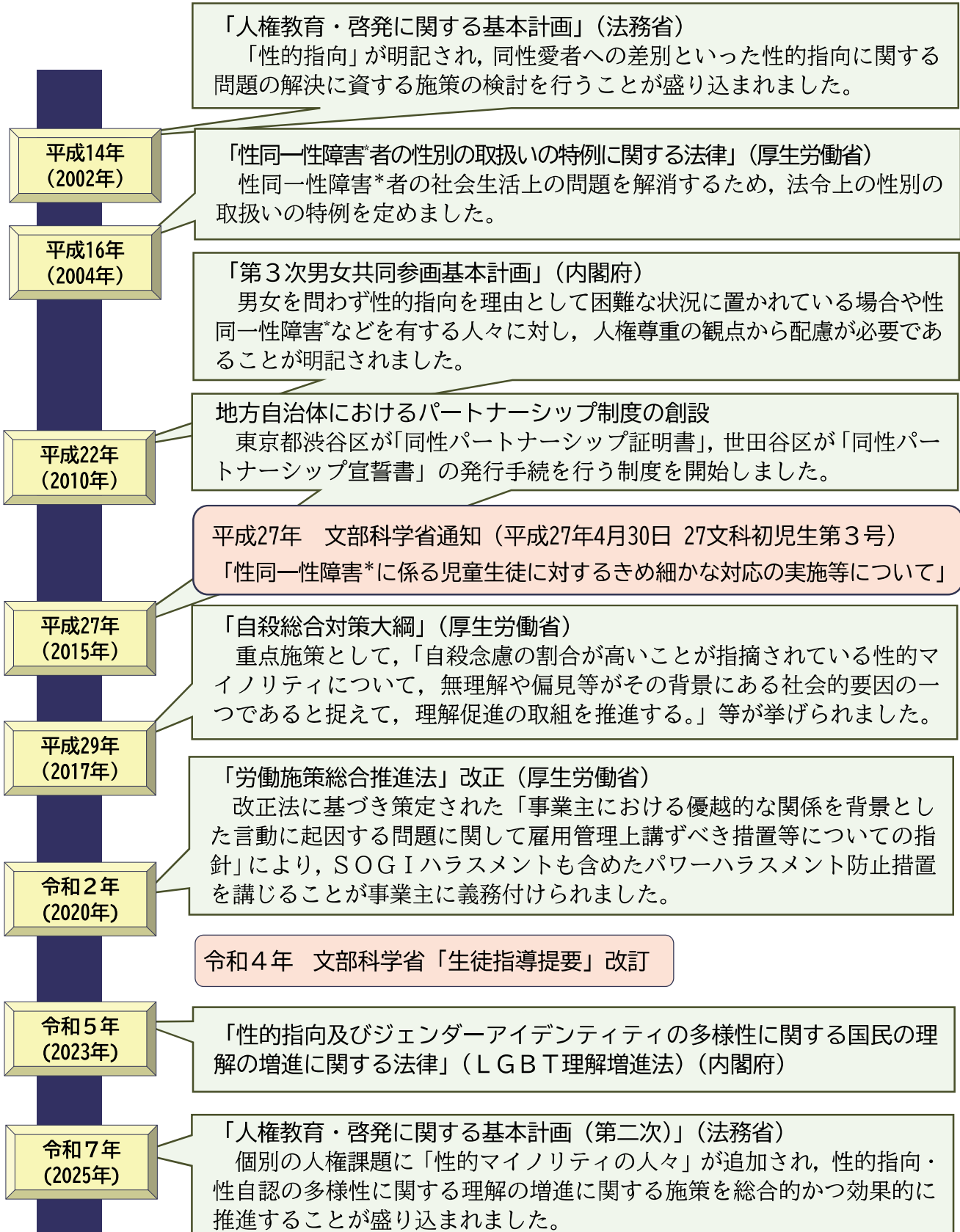
国連人権理事会により採択された決議。性的指向と性自認を理由とする暴力と差別への認識を促し、被害者の保護に向けたアドバイスを提供するなどの役割を担う独立専門家の任命等について定めています。

1948年
(昭和23年)2006年
(平成18年)2008年
(平成20年)2011年
(平成23年)2015年
(平成27年)2016年
(平成28年)

2 国内の主な動き

(1) 法整備等

世界の動きに併せて、日本でも現行法等の改正・改定等、法整備がなされるとともに、LGBTQ+の人々の人権保障に関する様々な取組が行われています。



(2) 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(以下、「LGBT理解増進法」という。)について

この法律は、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解が進んでいないことによって、生きづらさを感じている人たちがいる現状を踏まえ、全ての国民が、多様な性の在り方を自然に受け入れられるような共生社会の実現を後押しするために制定されました。

「LGBT理解増進法」に関するQ&A

Q1 この法律が目指す社会はどのような社会ですか。



A1 特定の性的指向・性自認を理解することに留まらず、マイノリティもマジョリティも含めた全ての人々が、互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を過ごすことができるような社会の実現を目指しています。

Q2 この法律で何が変わるのですか。



A2 この法律は、いわゆる理念法であり、国民一人一人の行動を制限したり、特定の誰かに新しい権利を与えたりするようなものではありません。一方で、国や地方公共団体は、理解増進に関する施策を策定・実施すること、事業者等については、理解増進に努めることが謳われています。

Q3 学校ではどのような取組が求められますか。



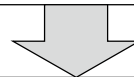
A3 学校では、子どもたちの理解を深めていくための教育や啓発、さらに、教育環境に関する相談体制の整備やその他必要な対応が求められています。子どもたちに対しての具体的な取組については、PART3「性の多様性を尊重した学校づくり」を参考にしてください。

「LGBT理解増進法」の内容

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	
「LGBT理解増進法」(令和5年6月23日施行)	
第一条(目的)	第七条(施策の実施の状況の公表)
第二条(定義)	第八条(基本計画)
第三条(基本理念)	第九条(学術研究等)
第四条(国の役割)	第十条(知識の着実な普及等)
第五条(地方公共団体の役割)	第十一条(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)
第六条(事業者等の努力)	第十二条(措置の実施等に当たっての留意)

第6条第2項及び第10条第3項には、学校の設置者及び学校は、家庭及び地域住民やその他の関係者の協力を得ながら次のことに努めることとなっています。

- 教育又は啓発
- 教育環境の整備
- 相談の機会の確保



児童生徒の理解の増進

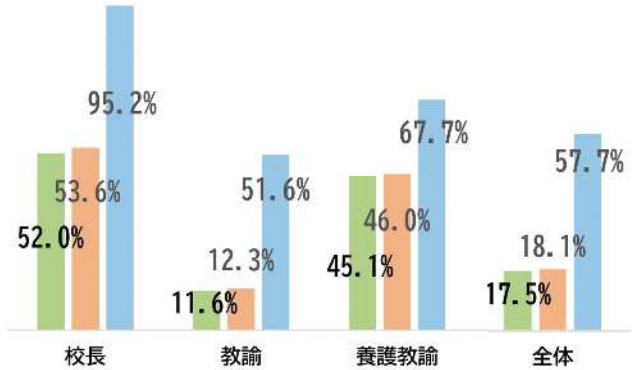
【コラム】 文部科学省からの通知文書を知っていますか？

いじめ防止等に関する文書は、多くの教職員に読まれている一方で、文部科学省が平成27・28年に発出した性的指向・性自認に関する通知文書等は、教職員の間で十分に読まれていないという実態が明らかになりました。

LGBTQ+の子どもたちは、いじめ被害のみならず、不登校や自傷行為の経験率が極めて高率である現在、子どもの命を守るために、性的指向・性自認の理解が不可欠です。

校内研修等で、通知文書を改めて確認し、多様性を尊重する学校づくりを進めましょう。

文部科学省からの通知文書等を読んだことがあるか



- 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年)
- 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(平成28年)
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年改定)

日高 庸晴(宝塚大学) 子どもの“人生を変える”先生の言葉があります 2021を基に作成

【コラム】 「ジェンダーニュートラル」ってどういうこと？

ジェンダーニュートラルとは、gender(性別)とneutral(中立)の2語から成り立つ言葉で、言葉のとおり男女の性差にとらわれない中立的な考え方のことを指します。

社会には、性別役割分担意識が幅広く存在しています。このような意識が、LGBTQ+だけでなく男性・女性自身にとっても、疎外感や生きづらさを感じる原因となってきました。ジェンダーニュートラルの考え方は、こうした性差の偏りをなくし、あらゆる人々が自分らしく生きられる社会を目指しています。

職業名

以前は女性に向いている職業とされ、女性をイメージする職業名が変わりました。



看護婦 → 看護師



保母 → 保育士



スチュワーデス
→ 客室乗務員
キャビンアテンダント
(CA)

ファッション

自分らしさの表現手段であるファッションにおいても、ジェンダーニュートラルが進んでいます。



男女兼用のユニセックスなデザイン

おもちゃ

性別に関係なく遊ぶことができるおもちゃも多く登場しています。

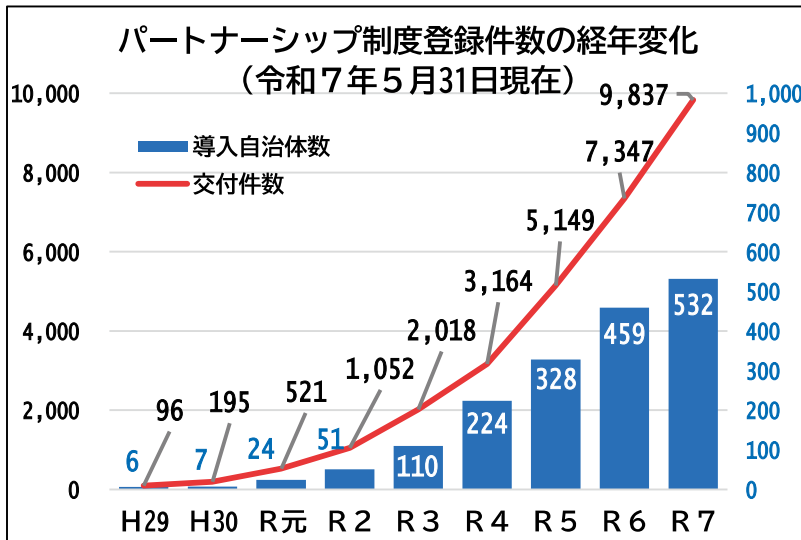


性別に関係なく遊ぶことができる人形や、ブルーやグレーを基調としたままごとう品など

(3) 国内で広がる「パートナーシップ制度」

性の在り方や家族の形に対する価値観が大きく変化する中、全国の自治体で導入が進んでいるのが「パートナーシップ制度」です。

これは、同性のカップル等が、互いを「人生のパートナー」として公的に認めってもらう仕組で、婚姻制度と同じ法律上の効果はもたないものの、自治体が証明書などを交付し、生活上の困りごと（病院での付き添い、住宅契約など）を少しでも減らすことを目的としています。



平成27年4月、東京都渋谷区が、日本で初めて同性カップルに対して「結婚に相当する関係」を認める証明書を発行する条例を施行したことをきっかけに、LGBTQ+に配慮し、権利を積極的に認める動きが自治体や企業に広まっています。



(c)渋谷区・認定NPO法人 虹色ダイバーシティ 2025
のデータを基に作成



鹿児島県では、令和8年1月現在、10市がパートナーシップ制度を導入しています。制度が広がる背景には、「誰もが自分らしく生き、愛する人と共に暮らせる社会を」という願いがあります。それは、特定の人だけの問題ではなく、一人一人の生き方、人権をどう尊重していくかという点で、とても重要なテーマです。

【コラム】 レインボーに込められた思い

レインボーカラーは、性の多様性を象徴する色であり、性的マイノリティのシンボルカラーとして、広く認識されています。

また、レインボーフラッグは、1978（昭和53）年にアメリカで考案され、性的マイノリティの尊厳と社会運動を象徴する旗として、世界中で使われています。



写真提供：
レインボーポート向日葵

令和7年10月、鹿児島で初めて「かごしまレインボープライド」が開催されました。レインボープライドとは、性的指向や性自認に関わらず全ての人々が尊重され、安心して生きられる社会を目指す市民参加型のイベントです。LGBTQ+当事者や支援者が集い、社会にある偏見や差別をなくすための理解促進を目的として開催されました。

参加者が互いの存在を肯定し合い、「自分らしく生きること」を表現する姿は、多様性を尊重する社会づくりの重要性を地域に発信することにつながっています。

【コラム】 「アライ」という言葉を知っていますか？

「アライ (Ally)」は、もともと英語で「同盟者」「味方」「仲間」という意味をもつ単語で、LGBTQ+を理解し、当事者と共生きようとする人のことを言います。学校では、私たち教職員の小さな行動の積み重ねが子どもを守ることにつながります。また、学校全体で取り組むことで、子どもだけでなく教職員も安心できる環境が生まれます。

アライとしてできること

- 知る
 - ・ 当事者や専門家から知識を得る。
 - ・ 資料・書籍などから認識を深める。
- 表明する
 - ・ レインボーグッズを身に付ける。
 - ・ アライであることを宣言する。
- 行動する
 - ・ L G B T Q + 当事者を傷つけないよう、適切な表現に心がける。
 - ・ 差別的な言動に同調しない。
 - ・ 性別を特定しない言葉を使う。(例：彼女・彼氏 → 恋人・パートナー)
 - ・ 他の人のL G B T Q + に対する誤解や、からかうような言動を指摘する。
 - ・ パレード等のイベントに参加する。
 - ・ 制服や体操服等の改善や話し合いを提案する。

**南大隅町立第一佐多中学校のアライ宣言**

第一佐多中学校では、全ての生徒が自他を大切にできる学校を目指し、生徒が性の多様性を学ぶ機会を意図的・計画的に設定しました。

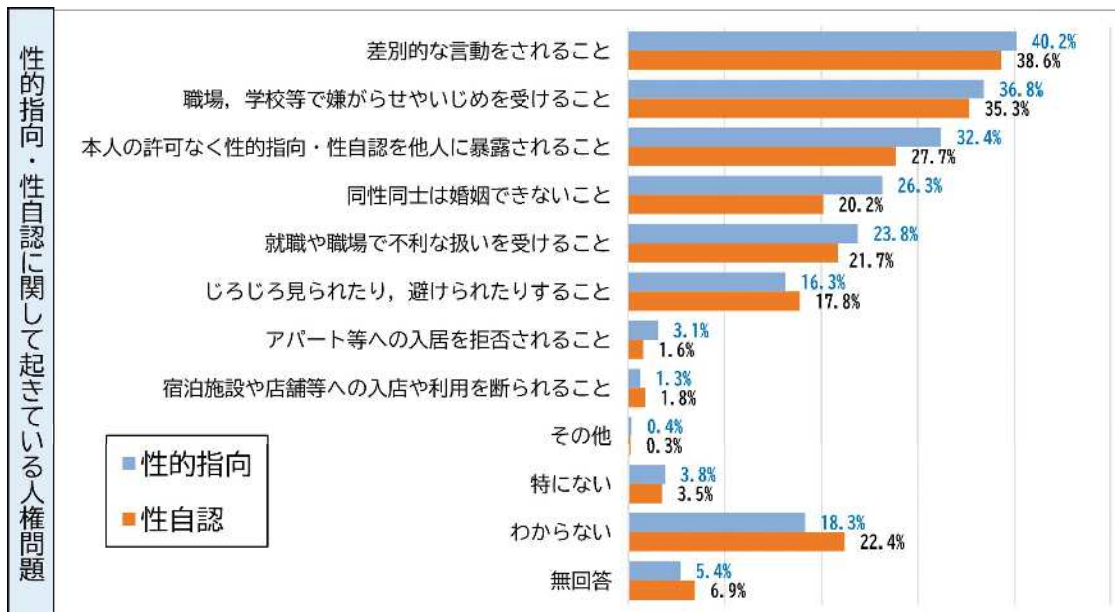
令和2年度、性に関する授業を通して、生徒・教職員一人一人が、今後どう行動していくことが大切かを考え、「学校アライ宣言」を行いました。

現在も、差別のない学校づくりに向けて思いを広げ、アライ宣言をはじめ様々な人権宣言を行っています。

3 本県の主な動き**(1) 「人権についての県民意識調査」から**

令和5年度に実施した「人権についての県民意識調査」において、「性的指向・性自認に関してどのような人権問題が起きていると思いますか。」という質問に対し、「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」、「本人の許可なく性的指向・性自認を他人に暴露されること」と回答した割合が上位を占めています。このことから、多くの県民が性的指向・性自認に関する人権問題が起きていることを認識していることが分かります。一方で、「特にない」「わからない」、無回答など、性的指向・性自認が身近な人権課題になっていない県民も一定数いる状況です。

学校はこのような現状を踏まえ、LGBT理解増進法に示されているように、家庭及び地域住民やその他の関係者の協力を得ながら、教育や啓発活動を進め、理解増進を図っていく必要があります。



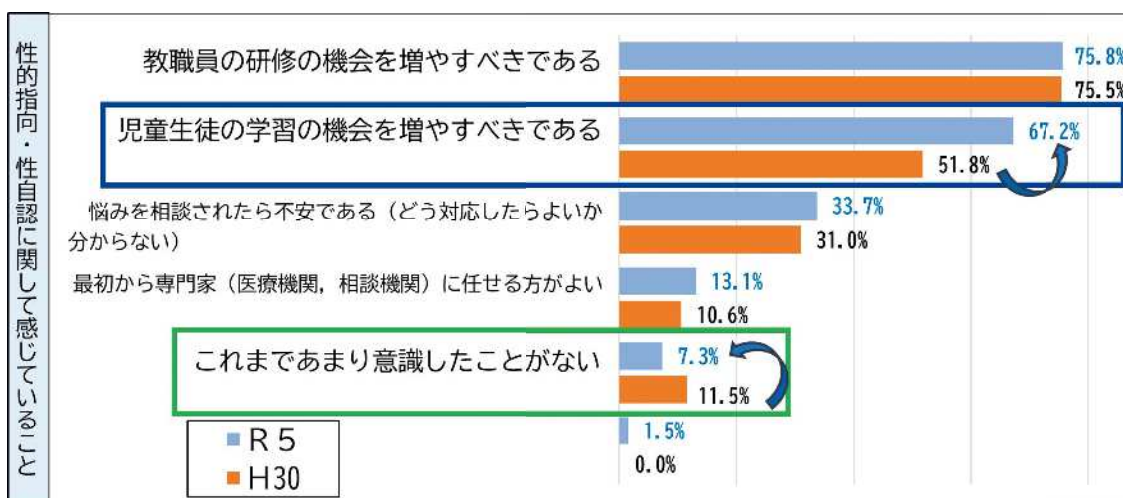
「人権についての県民意識調査」(R5) から

(2) 「人権同和教育に関する教職員の意識調査」から

令和5年度に県内の教職員を対象として実施した「人権同和教育に関する教職員の意識調査」において、「性的指向・性自認に関して感じていること」を尋ねた質問に対して、「児童生徒の学習の機会を増やすべきである」との回答は、前回調査から15.4ポイント上昇し、67.2%でした。また、「これまであまり意識したことがない」と回答した割合は前回調査から4.2ポイント減少しました。

このことから、教職員の意識の高まりとともに、性的指向・性自認が学校の中で日常的に向き合うべき課題として認識されるようになってきていると考えられます。また、学びの機会については、教職員はもちろんのこと、子どもたちの学習機会を求める声が高くなっていることが伺えます。

今後は、教職員の研修を充実させながら、子どもたちが性的指向・性自認について学ぶ機会を確保できるよう、具体的な取組が必要になってきます。



「人権同和教育に関する教職員の意識調査」(経年)から

1 性の多様性をめぐる社会の動き

(3) 鹿児島県人権教育・啓発基本計画（3次改定）



県は、令和7年3月に人権教育・啓発基本計画の3次改定を行いました。この中で、性的指向・性自認について、学校における取組の基本方向は次のように示されています。

- 性的指向・性自認に係る理解の促進ときめ細かな対応
 - ・ 多様な性についての理解促進に向けた教職員の研修の推進
 - ・ 児童生徒の悩みや不安に寄り添う相談体制の整備
 - ・ 児童生徒の状況に応じた支援体制の整備

鹿児島県人権教育・啓発基本計画の体系



鹿児島県人権教育・啓発基本計画
(3次改定)



性の多様性をめぐることは、国際社会の動向を踏まえ、国内においても、様々な法整備や各種通知の発出、パートナーシップ制度の拡大など、多様な性を尊重する取組が着実に進められています。一方、各種調査からは、性的指向・性自認についての理解は進みつつあるものの、社会には、依然として偏見や差別が残っている実態も明らかになっています。

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、まずは、性の多様性の理解を深め、子どもたちが安心して過ごすことのできる学校づくりを進めていきましょう。

1 私たち一人一人のセクシュアリティを構成している要素

私たち一人一人の「性」は、単に身体的な特徴や生物学的な性にとどまらず、心の中で感じることや社会との関わり方とも深く結び付いています。ここからは、性の多様性について理解していきましょう。

セクシュアリティの4要素

セクシュアリティとは、人間の「性の在り方」全般のことです。セクシュアリティは多様で個人の尊厳に関わる大切なもので、以下の四つの要素を軸に考えることができます。

〈身体の性〉

生物学的な性：sex

誕生時の身体的特徴や血液検査などで判断される性別のこと。

〈心の性〉

性自認：gender identity

自己認識している性別のこと。

〈好きになる性〉

性的指向：sexual orientation

恋愛や性的な欲求を含んだ愛の対象となる性別のこと。（恋愛感情がどの性別に向くか向かないかということ。）

〈表現する性〉

性表現：gender expression

服装、しぐさ、言葉遣いなど。

〈表現する性〉が〈心の性〉と必ずしも一致するとは限らない。

例えば、生まれた時の「身体の性」と、自分が認識している「心の性」は、必ずしも一致するものではありません。また、異性を好きになるとは限らず、「好きになる性」も人それぞれです。このように性の在り方は身体の性、心の性、好きになる性、表現する性の組合せにより、無数に存在するのです。

2 私たちは誰もが「多様な性」の当事者

「SOGI（ソジ／ソギ）」という言葉を知っていますか。

性的マイノリティやLGBTQ+というと、特別な存在の人、自分には関係のない人と捉えてしまう場合があります。SOGIとは、セクシュアル・オリエンテーション（Sexual Orientation：性的指向）とジェンダー・アイデンティティ（Gender Identity：性自認）の英語の頭文字をとった言葉です。

「LGBTQ+」が人そのものを指すのに対して、「SOGI」は全ての人の性の在り方を示す表現であり、私たちの誰もが多様な性の当事者であることを表す概念です。

S O G I
Sexual Orientation

性的指向

L レズビアン
女性同性愛者。女性を恋愛対象として好きになる女性。

G ゲイ
男性同性愛者。男性を恋愛対象として好きになる男性。

B バイセクシュアル
両性愛者。恋愛対象として男性も女性も好きになる人。

A アセクシュアル
他者に恋愛感情や性的欲求を抱かない人。

P パンセクシュアル
相手の性、性自認に関わらず恋愛感情などをもつ人。

Gender Identity

性自認

T トランスジェンダー
身体の性と心の性が異なる人。

X エックスジェンダー
心の性が男性にも女性にも明確に当てはまらない人。

Q クエスチョニング
好きになる性や心の性が定まっていない、分からない、意図的に決めていない人。

C シスジェンダー
身体の性と、心の性が同じ人。

「LGBTQ+」

L	レズビアン 女性同性愛者	Questioning : クエスチョニング Queer : クイア 好きになる性や心の性が定まっていない、分からない、意図的に決めていない人。
G	ゲイ 男性同性愛者	
B	バイセクシュアル 両性愛者	身体の性と心の性が異なるため、身体の性に違和感をもつ人のことを言います。性別不適合も含まれます。
T	トランスジェンダー	

「LGBTQ+」の「+（プラス）」は、言葉では分類、カテゴライズしきれない性の在り方を表しています。その中には、シスジェンダーも含まれています。

学校では「LGBTQ+」の「T」（トランスジェンダー）への対応が注目されがちですが、私たちはトランスジェンダーと同じように、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル等の子どもたちがいることを前提として、特定のカ

テゴリーにとらわれず、誰もが自分の性の在り方を安心して表現できる環境づくりをしていくことが重要です。

【コラム】 「マイノリティ」と「マジョリティ」

「マイノリティ」とは、社会の中で人数が少なかったり、周囲から理解されにくい立場にあたりする人々を指します。一方、「マジョリティ」は、多数派として社会の基準になりやすい立場の人々を指します。

どちらがよい、悪いという話ではなく、大切なのは、立場によって見え方や感じ方が異なるということです。多数派にとって当たり前のことでも、少数派にとっては生きづらさや不安につながる場合があります。学校では、子どもたちが自分の性を大切に安心して過ごせるよう、マイノリティ側の視点を踏まえ、互いの違いを尊重する姿勢が求められます。

3 カミングアウトとアウトティング

性的指向・性自認について誰かに相談したい、理解してほしいと感じている子どもがいます。こうした子どもたちの安心と安全を守るために、カミングアウトとアウトティングを正しく理解することが重要です。

カミングアウトとは

本人が選んだ人に、自分の性的指向・性自認を伝えること。

アウトティングとは

本人の許可なく、性的指向・性自認について、他者へ伝えること。

この二つはどちらも「情報が伝わる」という点では同じですが、発信の主体が誰か、本人の意思が尊重されているかという点で大きく異なります。学校では、この違いを理解し、子どもたちのプライバシーと尊厳を守ることが求められます。

それでは、カミングアウトとアウトティングについて詳しく見ていきましょう。

(1) カミングアウト

子どもたちのカミングアウトについてどのように考えたらよいでしょうか。

まずは、当事者と、カミングアウトされた保護者の声を見てみましょう。

当事者の声

なにかしてほしいわけじゃない…

カミングアウトしようと思ったことは何度かあったが、結局誰にも言えずにきた。自分のことを知ってもらえた方が楽になるのではないかという思いはあった。それでも、「なぜ言う必要があるのか。」と自分に問かけると、納得できる答えが見つからずにいる。友だちが離れてしまう不安もあり、話しても状況が変わらないなら言わなくてもいいのではと思ってしまう。それでも、「何でも相談してよ。」と言われるたびに、「セクシュアリティのことを言ったらどうなるんだろう。」と打ち明けたい気持ちとやっぱり言えない気持ちの間で揺れ続けている。

参考文献：改訂新版LGBTってなんだろう？ 自認する性・からだの性・好きになる性・表現する性 (p.100) 合同出版株式会社

当事者の声

自分の全体を見て、
話を聞いてくれる先生がいてくれたら幸せ

クラス担任の先生は、僕の全体を見てくれる存在で、親よりも僕のことを理解してくれていると感じることもあった。親には言いにくいことを話せる安心感があり、自分を少し離れたところから見守ってくれる大人がそばにすることが心強かった。単純に自分のことを知ってほしかった。特に中学生の頃は、女の子も男の子も好きになる自分をどう理解すればいいのか分からず、不安でいっぱいになっていた。もしあの時、そうした悩みも含めて気軽に話せる先生がいたら、どれほど救われたらと思う。

参照文献：改訂新版LGBTってなんだろう？ 自認する性・からだの性・好きになる性・表現する性（p.100）合同出版株式会社

保護者の声

家族からのカミングアウトはされる側も動揺する

娘から性同一性障害*だと打ち明けられたとき、「聞かなかったことにしよう。」と決めました。考えるのが怖かったのです。子どもが別人になってしまった気がして「あの子はどこにいったの。」と夢の中で叫んだこともありました。渡された本も読むことができず、一方では、自分はなんて理解のない親だろうと思って…。でも、同じような家族と出会い、話していくうちに、どこの家族も最初からうまくできたわけではないと分かり、ほっとしました。

参照文献：先生と親のためのLGBTガイド もしあなたがカミングアウトされたなら（p.121）合同出版株式会社

ずっと悩み続けてきたことを人に伝えること（カミングアウト）は、勇気がいることです。相手が自分の話を聴いてどのような反応をするのか、自分から離れていってしまうのではないかと、不安を抱えている場合も多いでしょう。

それでもカミングアウトするという事は、「この人になら分かってもらえるかもしれない。」「自分のことを知ってほしい。」、そして「わたしらしく生きたい。」という強い思いがあるからです。その思いに応えるためにも、本人の気持ちをしっかり受け止め、寄り添う姿勢を大切にしていきましょう。

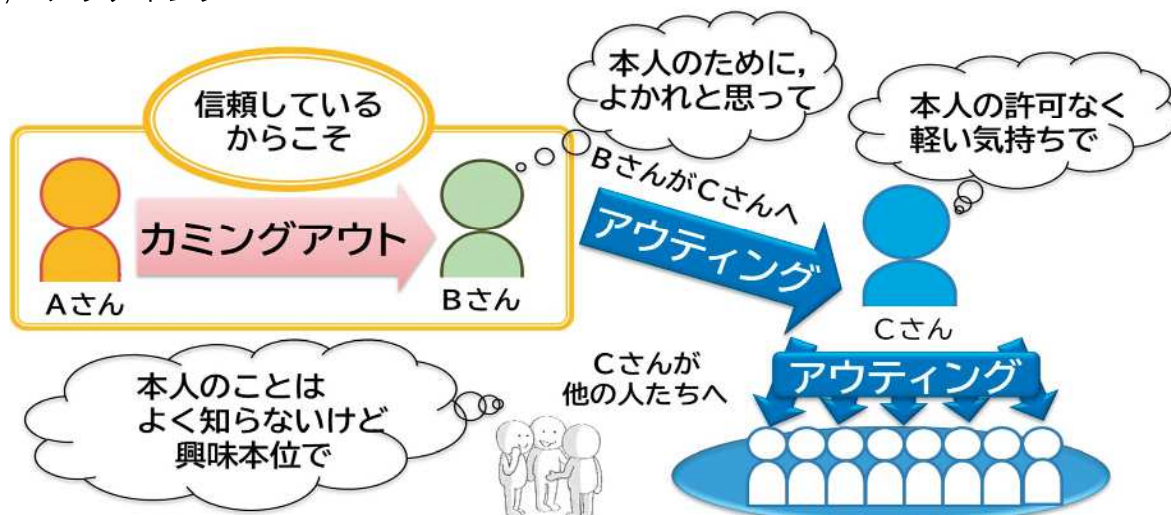
実際にカミングアウトされた際は、「そうなんだね。何か困っていることがあるかな。」と、まず受け止めることが大切です。また、子どもが「誰にも言わないでほしい。」と伝えてきた場合には、「あなたが望まない限り、私から話すことはしないよ。」と伝え、不安を取り除きましょう。

さらに、抱える困難や悩みの程度は一人一人異なります。何かを決めつけたり否定したりせず、教育相談の考え方に基づいて、まずは本人の話を丁寧に聴くことが重要です。その上で、本人の同意を得ながら、管理職を含めた教職員間で共通理解を図って対応していくことが求められます。



本人が教職員や保護者を含め、完全に秘匿した状態での生活を望む場合があります。カミングアウトするかしないかは、本人が決めることです。いかなる場合でもカミングアウトを強要することはあってはいけません。

(2) アウティング



本人の意思に反して性的指向・性自認に関する情報を他の人に広げることは、重大な人権侵害です。

カミングアウトされた人が、よかれと思って、友達や家族、同僚等に、本人に断りなく伝えてしまう場合もアウティングに当たります。直接の会話でも、SNSやメールのやり取りでも、本人に確認を取っていない場合は全てアウティングとなります。

信頼してカミングアウトした本人が不利益を受けたり、安心して過ごせなくなったりすることがないようにする必要があります。



アウティングは重大な人権侵害であることを、私たち教職員がしっかり理解した上で、子どもたちにも指導していくことが大切です。

学校でのアウティングを防ぎ、よりよい対応をするためには

- 本人の同意を最優先する
「誰に」「どこまで」「どのように」伝えてよいか、必ず本人に確認します。本人の同意がない限り、絶対に伝えてはいけません。
(※ 命が脅かされるようなことが予想される場合を除く。)
- 学校全体で組織的に支える
相談を受けた教職員が一人で判断せず、子どもが安心して過ごせるよう、学校全体の支援体制を整えます。
- 伝える内容を「支援」に絞る
名前や性別などの個人情報とは、慎重かつ丁寧に扱いながら、呼称や髪型、環境整備など「必要な支援の内容」に焦点を当てて情報や対応策を共有します。
- 正しい理解で偏見をなくす
日頃から、見た目や性別を決めつけたり、役割を押しつけたりしないようにし、子どもの詮索、否定、からかいなど、相手を傷つけるような言動を見逃さないようにします。

では、どのように子どもたちを支えていけばよいか、具体的な場面で見てください。

例えば、「先生、実は同性の子が好きなんだ。」とカミングアウトされた場合

○ 「そうなんだね。何か困っていることがあるかな。」と丁寧に話を聴きながら、他に相談してもよい先生はいないか、保護者にも話しているかなど確認します。

○ 誰にも言わないでほしいと言われた場合でも、本人の安全を守るために、校長をはじめ関係する人には話をしてもよいかを確認し、本人の理解を得ながら組織的に対応できるようにします。

また、自傷行為など命の危険が予想される場合には、本人の理解を得ながら保護者にも伝えてよいか確認します。

○ 「好きな人はいるの。」「将来は結婚して…。」など、恋愛の話題や詮索が負担になる子どもがいることを教職員間で共有し、多様な性の在り方についてポジティブな発言をすることを確認しましょう。

○ 子どもたちの間でからかいや噂話があればすぐ止めるようにし、多様性の話を特定の子どもと結び付けないようにします。

また、学校生活で、日常的に子どもたちが何でも気軽に話せるような関係づくりや雰囲気づくりに努めましょう。



【実際の相談に当たって留意したいこと】

- ◆ 本人の思いを受け止めながら聴く。
- ◆ 当事者が安心して相談できるような声掛けをする。
- ◆ 「他に一緒に考えてほしい職員などはいないか。」と問い掛け、相談体制の確立を図る。
- ◆ 性的指向・性自認に関する書籍や資料、電話相談、サポート団体等の情報を必要に応じて伝える。

安心して過ごすことができる学校

<組織的な取組>

- 1 サポートチーム (管理職を中心とした)
- 2 支援委員会やイベントチーム (校内)
- 3 ケース会議 (校内外の連携)

計画的な支援委員会や行事等に向けた臨時のイベントチーム等、工夫して取り組むことができます。

※ 当事者 (場合によっては、その家族等) に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し、理解を得つつ、対応を進めましょう。

みんなで考えよう! 子どもたちを支える対応には、他にどのようなことがありますか。

性的指向・性自認は普段接する中では分かりにくく、子ども自身がまだ整理できていない場合もあります。だからこそ、決め付けず、否定せず、子どもの気持ちを大切に、「誰にとっても安心できる環境」を整えることが重要です。

PART 3 「性の多様性を尊重した学校づくり」で詳しく見ていきましょう。

【コラム】 「性同一性障害」から「性別不合」へ

「性同一性障害」は、トランスジェンダーのうち、医療機関を受診し、「性的特徴」と「性自認」が一致しないと診断された人に対する医学的な疾患・診断名です。

2019年、世界保健機関(WHO)は「国際疾病分類」最新版(ICD-11)において、「性同一性障害」の分類を「精神障害」から除外し、名称も「性別不合」に変更することとしました。このことにより、性的特徴に対する違和感は病気や障害ではないということが、国際的にも宣言されたこととなります。

参考文献：鹿児島県男女共同参画局 人権同和対策課 「性の多様性を理解するためのハンドブック」